債権譲渡契約書

譲渡人●●（以下、「甲」という。）と譲受人●●（以下、「乙」という。）は、次のとおり債権譲渡契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第１条（債権譲渡の内容）

１　甲は、乙に対し、令和●年●月●日、下記債権を代金●●円で譲渡し、乙はこれを譲り受けてその代金を支払うものとする。

記

　甲を売主、●●（以下、「丙」とする。）を買主とする、令和●年●月●日付売買契約（以下、「原契約」という。）に基づき、甲が丙に対し有する金●●円の代金債権全額。

２　乙は、令和●年●月●日限り、甲の指定する口座に振り込み送金する方法により支払うものとする。なお、振り込み送金に関する費用は、乙の費用とする。

第２条（対抗要件）

甲は、丙に対し、本契約締結後７日以内に遅滞なく確定日付のある証書により債権譲渡の通知をし、又は丙の承諾を得なければならない。通知又は承諾にかかる費用は、甲の負担とする。

第３条（協力義務）

１　甲は、乙に対し、令和●年●月●日までに、権利行使に必要な書面を交付しなければならない。

２　甲は、乙の譲渡債権の権利の保全又は行使につき、乙が甲の協力を求めたときは、直ちに協力するものとする。

第４条（譲渡債権の保証）

１　甲は、乙に対し、原契約に従い有効に執行可能であることを保証する。

２　甲は、乙に対し、丙が譲渡債権について何ら抗弁を有しないこと、及び丙から抗弁が主張されていないことを保証する。

３　乙は、前２項の保証が真実に反することが判明したときは、何らの催告をすることなく本契約を解除することができる。また、甲は、本契約解除によって乙が被った損害についても負担するものとする。

第５条（合意管轄）

　本契約に関連する訴訟については、●●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第６条（協議条項）

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈につき相違のある事項については、甲及び乙は、信義誠実の精神に基づく協議の上、円満に解決するものとする。

　本契約の締結を証するため、本契約書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和●年●月●日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　印